
5503. 輸入マニフェスト 通関申告変更

業務コード	業務名
M I E	輸入マニフェスト通関申告変更

1. 業務概要

輸入マニフェスト通関申告後に、輸入マニフェスト通関申告変更を行う。

入力内容に基づき輸入マニフェスト通関申告を「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。審査区分が「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。

本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。

以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

- ①申告日において輸入者が特例輸入者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸入申告等をAEO申告という）。
- ②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。
- ④あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

- ①課税価格が10,000円以下であること。
- ②貨物の総重量が1000トン未満であること。
- ③本業務により発生する枝番は、9以下であること。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②システムに通関士として登録されていること。
- ③輸入マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）輸入マニフェスト通関申告DBチェック

入力された申告番号について以下のチェックを行う。

- （A）入力された申告番号が輸入マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- （B）輸入マニフェスト通関申告がされていること。
- （C）輸入許可されていないこと。
- （D）以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

（4）時間外執務要請届DBチェック

本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 輸入貨物情報DBチェック

入力されたHAWB番号に対して以下のチェックを行う。

- (A) HAWB番号が輸入貨物情報DBに存在すること。
- (B) ULDでないこと。
- (C) HAWBであること。
- (D) 仕分中となっていないこと。
- (E) 一般仮陸揚貨物でないこと。
- (F) 仮・仮貨物でないこと。
- (G) 国外向け機移し貨物でないこと。
- (H) 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。
- (I) システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。
- (J) 他の輸入申告等がされていないこと。
- (K) 以下の登録がされていないこと。
 - 「外貨機用品積込承認（個別）」
 - 「外貨船用品積込承認」
 - 「廃棄届受理」
 - 「滅却承認」
 - 「亡失届受理」
 - 「保税運送承認」（システム外向けの保税運送承認の場合のみ）
 - 「税関内収容」
 - 「現場収容」
 - 「登録情報削除承認」
 - 「手作業移行」
- (L) 積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。
- (M) 仕分け親でないこと。
- (N) 保税運送申告がされていないこと。
- (O) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。
- (P) 通関予定蔵置場に全量蔵置されていること。

ただし、通関予定蔵置場が「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を不要として登録されている場合は除く。

- (Q) スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。
- (R) 不突合（オーバー）となっていないこと。
- (S) 訂正保留中でないこと。
- (T) 入力された以下の内容と輸入貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。
 - ①MAWB番号
 - ②貨物個数
 - ③貨物重量
 - ④積載機名
 - ⑤入港年月日
 - ⑥取卸港コード
- (U) 輸入貨物情報DBに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。
 - ①積載機名
 - ②入港年月日
 - ③取卸港コード

(V) 入力された積載機名、入港年月日、取卸港コード（以下、「積載機情報」という。）と輸入貨物情報DBに登録されている積載機情報と同一であること。

ただし、以下のいずれかの積載機情報とチェックを行う。

①HPK業務等が行われている場合は、HPK業務等により、輸入貨物情報DBに登録された、HAWBの積載機情報

②HPK業務等が行われていない場合は、「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務等により、輸入貨物情報DBに登録された、MAWBの積載機情報

なお、スプリット貨物である場合は、輸入貨物情報DBに登録されている複数の積載機情報のいずれかと同一であること。

(W) 到着即時輸入申告扱いの場合は、スプリット貨物でないこと。

(6) 輸出入者関連チェック

輸入者コード欄に入力された輸入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。

(A) 輸入者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。

(B) 航空運送事業者チェック

運賃区分コード欄に「関税定率法施行令第1条の13第2項第3号に掲げる航空機用品等」に対応するコードの入力がある場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。

(C) 識別符号チェック

識別符号欄の入力によって、以下のチェックを行う。

①識別符号欄が「1」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードであること。

②識別符号欄が「2」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符号輸入者であること。

③識別符号欄が「3」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符号輸入者であること。

④識別符号欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸入者コードであること。

(7) 保税地域関連チェック

①通関予定蔵置場コード欄に本船・ふ中に対応するコードの入力がないこと。

②通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がないこと。

③通関予定蔵置場コード欄に他所蔵置場所に対応する保税地域コードの入力がないこと。

(8) その他のチェック

①申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。

②運賃区分コード欄に運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合は、インボイス価格条件コード欄に「FOB」以外の入力がないこと。

③通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、保税地域DBに登録されている取卸港と入力された取卸港が同一であること。

④AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通関貨物」の登録がある場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）。

⑤あて先官署は外郵官署でないこと。

⑥運送場所識別に「C：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と同じ場所のみが定められている場合」が入力されており、かつ以下の項目が入力されている場合は、輸

入者情報（住所・名称）と完全一致すること。なお、輸入者情報（住所・名称）と完全一致する内容は、以下の項目についてすべて一致した場合を指す。

- ・ 運送場所の所在地 1（都道府県名）：住所 1（都道府県）
- ・ 運送場所の所在地 2（市区町村（行政区名））：住所 2（市区町村（行政区名））
- ・ 運送場所の所在地 3（町域名・番地）：住所 3（町域名・番地）
- ・ 運送場所の所在地 4（ビル名ほか）：住所 4（ビル名ほか）
- ・ 運送場所の所在地：輸入者住所
- ・ 運送場所の名称等：輸入者名

- ⑦ 運送場所識別に「T：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が1か所）」または「M：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が複数か所）」が入力されている場合は、輸入者情報（住所・名称）と完全一致しないこと。

5. 処理内容

（1）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（2）あて先官署決定処理

輸入マニフェスト通関申告時のあて先官署を引き継ぐ。

（3）あて先部門の決定処理

あて先部門は、輸入マニフェスト通関申告時のあて先部門を引き継ぐ。

ただし、あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。

（4）邦貨換算処理

インボイス通貨コード欄、運賃通貨コード欄及び保険通貨コード欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格等を邦貨に換算する。

（A）処理条件

① 入力通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。

② 邦貨への換算は入力項目単位に行う。

（B）換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満を切り捨てる。

（5）課税価格算出処理

（A）課税価格欄に入力がない場合

（a）運賃特例以外の場合

（ア）保険区分コード欄が無保険に対応するコード以外の場合

① インボイス価格条件コードがC I F価格の場合

「インボイス価格+運賃*1」を課税価格合計とする。

（*1）運賃区分コード欄に「インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっているための差額運賃」に対応するコードの入力を伴って運賃欄に入力された運賃

② インボイス価格条件コードがC & F価格の場合

「インボイス価格+運賃*1+保険料」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

- ・ 保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合
保険金額欄に入力された金額を保険料とする。
 - ・ 保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合
保険料自動計算式*²により算出された金額を保険料とする。
- (* 2) 税関長公示額における「通常要すると認められる保険料の額」に示される計算式に基づき、保険料自動計算適用管理DBに登録されている「C & F 価格+補正額」の価格帯に応じた保険料自動計算式。
- なお、本業務においては補正額を0として自動計算式を適用する。
- ・ 保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合
保険金額欄に入力された金額を保険料とする。
- ③インボイス価格条件コードがC & I 価格の場合
「インボイス価格+運賃」を課税価格合計とする。

④インボイス価格条件コードがF O B価格の場合

「インボイス価格＋運賃＋保険料」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

- ・ 保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

- ・ 保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

保険料自動計算式*²により算出された金額を保険料とする。

なお、自動計算に用いるC & F価格は「インボイス価格＋入力された運賃」とする。

- ・ 保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

- (イ) 保険区分コード欄に無保険に対応するコードの入力がある場合

①インボイス価格条件コードがC & F価格の場合

「インボイス価格＋運賃*¹」を課税価格合計とする。

②インボイス価格条件コードがF O B価格の場合

「インボイス価格＋運賃」を課税価格合計とする。

- (b) 運賃特例の場合（運賃区分コード欄に運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合）

- (ア) 運賃欄に入力がなく、運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

①保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

運賃及び保険料自動計算式*³により算出された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格＋運賃＋保険料＋補正額」を課税価格合計とする。

（* 3）税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「F O B価格＋補正額」の価格帯に応じた運賃及び保険料自動計算式。

なお、本業務においては補正額を0として自動計算式を適用する。

②保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃自動計算式*⁴により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格＋運賃＋入力された保険料」を課税価格合計とする。

（* 4）税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「F O B価格＋補正額」の価格帯に応じた運賃自動計算式。

なお、本業務においては補正額を0として自動計算式を適用する。

③保険区分コード欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃自動計算式*⁴により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格＋運賃」を課税価格合計とする。

(イ) 運賃欄に入力がある場合

①保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

- ・運賃及び保険料自動計算式*³により自動計算された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格+運賃+保険料」により算出された課税価格合計。
- ・保険料自動計算式*²により自動計算された金額を保険料とし、「インボイス価格+入力された運賃+保険料」により算出された課税価格合計。

運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、保険料自動計算式*²により自動計算された金額を保険料とし、「インボイス価格+入力された運賃+保険料」を課税価格合計とする。

②保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

- ・運賃自動計算式*⁴により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+入力された保険料」により算出された課税価格合計。
- ・「インボイス価格+入力された運賃+入力された保険料」により算出された課税価格合計。

運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、「インボイス価格+入力された運賃+入力された保険料」を課税価格合計とする。

③保険区分コード欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

- ・運賃自動計算式*⁴により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃」により算出された課税価格合計。
- ・「インボイス価格+入力された運賃」により算出された課税価格合計。

運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、「インボイス価格+入力された運賃」を課税価格合計とする。

(c) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(B) 課税価格欄に手計算により算出した課税価格が入力された場合

課税価格欄に入力された金額を課税価格とする。

(6) 審査区分選定処理

入力された内容に基づき「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかの審査区分に選定する。

ただし、「審査区分変更・検査（運送）指定（CKO）」業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。

(7) 蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(8) 蔵置部門の決定処理

あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。

あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、以下のとおり決定する。

①蔵置官署に変更がない場合は、変更前の蔵置部門を引き継ぐ。

②蔵置官署に変更がある場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。

(9) 申告番号の払出し処理

申告番号の枝番を払い出す。

(10) 輸入マニフェスト通関申告DB処理

入力内容を輸入マニフェスト通関申告DBに登録・更新する。

(11) 輸入貨物情報DB処理

①手続きの状況を輸入貨物情報DBに登録する。

②HAWB番号が変更されている場合は、変更前のHAWB番号に係る輸入貨物情報DBから輸入マニフェスト通関申告された旨を取り消す。

(12) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(13) 添付ファイル管理DB

添付ファイル管理DBに入力された申告番号に係る情報が存在する場合は、払い出された申告番号枝番に登録する。

(14) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入マニフェスト通関申告変更控情報		入力者
		税関（通関担当部門） * 5
輸入マニフェスト通関申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門）* 7
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①添付ファイル管理DBに申告等番号に係る情報が存在する ②輸入マニフェスト通関申告情報（レコーダ）を出力する ③変更前の審査区分が「簡易審査扱い」である	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門）* 7
検査予約取消票		税関（通関担当部門）* 7
検査取消票	検査指定が取り消された場合	申告者
		検査立会者* 6
		通関蔵置場

（* 5）訂正票出力識別欄に「P」が入力された場合にのみ出力する。

（* 6）検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。

（* 7）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。